

## 東松島市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第9回）	平成26年10月31日（金） 13:30～14:10
	前回（第8回）	平成26年 7月 4日（金） 13:30～13:50
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	都市施設の整備に関する事業 東松島市立鳴瀬第二中学校災害復旧用地造成事業（野蒜中下地区） 東松島市津波復興拠点整備事業（野蒜北部丘陵地区） 東松島市津波復興拠点整備事業（東矢本駅北地区）	
出 席 者	東松島市	副市長 古山 守夫 復興政策部 復興政策部長 小林 典明 復興政策部 復興都市計画課 課長 五野井 盛夫 復興政策部 復興政策課 リーディングプロジェクト推進班 <div style="text-align: right;">班長 小山 あや</div> 復興政策部 復興政策課 リーディングプロジェクト推進班 <div style="text-align: right;">主幹 柿沼 浩二</div> 復興政策部 復興政策課 復興政策班 主査 川口 貴史 教育委員会 教育総務課 課長 吉田 悦郎 教育委員会 教育総務課 復興調整班 班長 勝又 啓普 教育委員会 教育総務課 復興調整班 主査 尾形 和弥
	東北農政局	農村計画部 農村振興課 農村復興指導官 伊藤 崇 農村計画部 農村振興課 農村復興推進係長 新聞 泉城
	復興庁	宮城復興局 参事官補佐 鈴木 明美 宮城復興局 復興支援専門員 千葉 恵子
	国土交通省	国土政策局 総合計画課 専門調査官 鈴木 豪
	林野庁	森林整備部計画課森林計画指導班 森林調査技術専門官 土屋 禎治
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署 次長 加藤 博
	学識経験者	東北工業大学 教授 稲村 肇
	学識経験者	宮城県森林審議会委員 川村 正司
	宮城県	土木部都市計画課 副参事兼課長補佐（総括担当） 榎 信弥 土木部復興まちづくり推進室 技術副参事兼技術補佐（総括担当） <div style="text-align: right;">小林 和重</div> 農林水産部農業振興課 副参事兼課長補佐（総括担当） 菊池 弘之 農林水産部林業振興課 技術参事兼課長 永井 隆暁 震災復興・企画部地域復興支援課 課長 熊谷 良哉

○協議内容

1 開 会（震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐（総括担当） 稲村）

- ・出席者紹介：出席者名簿で確認
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

東松島市復興整備協議会規約第7条により、東松島市長代理人の古山副市長が議長となる。

（東松島市副市長 古山）

東松島市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（東松島市事務局 東松島市復興政策部長 小林）

【様式第2により説明】

（東松島市副市長 古山）

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し。>

（東松島市副市長 古山）

次に、東松島市復興整備計画（案）、8ページ4-①に記載のとおり、「都市計画決定及び変更」について事務局から説明願います。

（東松島市事務局 東松島市復興政策部長 小林）

【東松島市復興整備計画（案）都市計画の図書について説明】

（東松島市復興政策部長 古山）

只今、事務局から説明がありましたが、宮城県都市計画課から補足することはございませんか。

（宮城県土木部都市計画課 副参事兼課長補佐 槇）

補足説明はございません。

（東松島市副市長 古山）

以上の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し。>

（東松島市副市長 古山）

それでは続きまして、東松島市復興整備計画（案）、8ページ4-①に記載のとおり、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

（東松島市事務局 東松島市教育委員会教育総務課長 吉田）  
東松島市復興整備計画（案）変更地域別概要について説明

（東松島市副市長 古山）  
只今、事務局から説明がありましたが、宮城県地域復興支援課から補足することはございませんか。

（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷）  
補足説明はございません。

（東松島市復興政策部長 古山）  
それでは、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。  
国土利用・土地利用に関する学識経験者として出席いただいております東北工業大学の稲村先生いかがでしょうか。

（東北工業大学 稲村教授）  
土地利用基本計画の変更については異議ありませんが、移転先の現況はどうなっていますか。

（東松島市事務局 東松島市教育委員会教育総務課長 吉田）  
現況は森林と農地となっておりまして、そこに新たに中学校を移転する計画となっております。

（東北工業大学 稲村教授）  
移転先について、特に農地を埋め立てる箇所は、地盤がゆるい可能性があるもので、後々問題が生じないように充分配慮願いたい。

（東松島市事務局 東松島市復興政策部長 小林）  
造成に当たっては、ご指摘の点を考慮し、地盤改良等、慎重に対応いたします。

（東松島市復興政策部長 古山）  
続きまして、国土交通省 鈴木様お願いします。

（国土交通省国土政策局総合計画課専門調査官 鈴木）  
内容について異議はございません。新しくできる中学校の周辺の住宅状況や通学路はどのように考慮されているのでしょうか？

（東松島市事務局 東松島市教育委員会教育総務課長 吉田）  
計画地の周辺は、小さな集落はございますが、大きな市街地からは外れております。通学路に関しましては、保護者の関心も高い点でございますので、学校の供用開始までに懸案事項を解決しながら、整備を進めてまいります。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部長 小林)

中学校計画地の南側では、集団移転先地であります野蒜北部丘陵地区を整備しております。そちらと連係する道路もございますので、関連したかたちで、通学する生徒の安全対策を十分に図ってまいりたいと考えております。

(東松島市副市長 古山)

その他ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市副市長 古山)

それでは続きまして、東松島市復興整備計画（案）、8ページ4-①に記載のとおり、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 松島市教育委員会教育総務課長 吉田)

【東松島市復興整備計画（案）様式第5について説明】

(東松島市副市長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、宮城県林業振興課から補足することはございませんか。

(宮城県農林水産部林業振興課技術参事兼課長 永井)

本協議会に先立ちまして、東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定に基づきまして、共同作成者である宮城県知事が平成26年10月9日から10月23日までの間、当該事項について県庁及び東松島市を含む関係機関において縦覧しており、この間利害関係者等からの意見はありませんでした。以上、補足説明いたします。

(東松島市副市長 古山)

それでは、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

はじめに、森林林業に関する学識経験者としてご出席いただいております宮城県森林審議会委員の川村様いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会委員 川村)

地域森林計画の変更について、異議はございません。なお、施工にあたっては防災対策に充分留意されるようお願いいたします。

(東松島市副市長 古山)

続きまして、東北森林管理局の加藤様いかがでしょうか。

(東北森林管理局宮城北部森林管理署 次長 加藤)

異存はございません。

(東松島市復興政策部長 古山)

続いて、林野庁の土屋様いかがでしょうか。

(林野庁森林整備部計画課森林計画指導班森林調査技術専門官 土屋)

地域森林計画区域の変更について、異存はございません。

(東松島市復興政策部長 古山)

その他ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市副市長 古山)

それでは続きまして、東松島市復興整備計画(案)、10ページ4-②に記載のとおり、農地転用許可の特例措置について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部長 小林)

**【東松島市復興整備計画(案)様式第8(別記様式含む)について説明】**

(東松島市副市長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市副市長 古山)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の伊藤様、いかがでしょうか。

(東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 伊藤)

ただいまご説明のありました土地利用方針の変更については異存ありません。

(東松島市副市長 古山)

では、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意をいただいたものといたします。

(東松島市副市長 古山)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし

(東松島市副市長 古山)

東松島市復興整備計画は、了承いただいたものといたします。

以上で議事を終了いたします。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐 (総括担当) 稲村)

○協議結果

- ・都市施設の整備に関する事業「東松島市津波復興拠点整備事業 (野蒜北部丘陵地区)」及び「東松島市津波復興拠点整備事業 (東矢本駅北地区)」の都市計画決定にかかる東松島市復興整備計画の変更について了承を得た。
- ・都市施設の整備に関する事業「東松島市立鳴瀬第二中学校災害復旧用地造成事業 (野蒜中下地区)」にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく土地利用基本計画の変更について協議会で了承された。
- ・都市施設の整備に関する事業「東松島市立鳴瀬第二中学校災害復旧用地造成事業 (野蒜中下地区)」の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく地域森林計画区域の変更について協議会で了承された。
- ・都市施設の整備に関する事業「東松島市立鳴瀬第二中学校災害復旧用地造成事業 (野蒜中下地区)」及び「東松島市津波復興拠点整備事業 (東矢本駅北地区)」の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。